

自家発 Q & A 30

自家発電設備の設置工事完了後の検査

「自家発 Q & A」では、自家発電設備を設置する際の法規制として、設置場所の条件、届出及び設置工事を行う者の要件等について紹介してきました。9月号から数回シリーズで、自家発電設備の設置工事完了後の維持保全に関する関係法令による規制について取り上げたいと思います。初回の9月号では、自家発電設備の設置工事完了後に行われる検査について紹介します。

Q 1 自家発電設備を設置しようとする際には、発電設備の種類（常用、非常用の別、防災負荷の有無）や規模にもよりますが、設置場所の条件、必要な届出及び設置工事を行う者の要件等について関係法令の規制を受けます。

このような規制をクリアして設置される自家発電設備には、関係法令において使用開始前にもどのような検査等が義務づけられているのでしょうか。

A 1 使用開始前には表1に示すとおり、関係法令により特定の自家発電設備に対し、それぞれ定められた基準により検査を行うことが義務づけられています。

Q 2 表1の関係法令による検査について、分かりやすく説明してください。

A 2 次のとおりです。

1. 電気事業法による検査

電気事業法では、工事計画の事前届出が必要な発電設備であって経済産業省令で定めるものを設置する者に対し、発電設備の使用の開始前に自主検査を行い、その結果を記録し、保存することを義務づけています。

この検査において、設置者は発電設備が次の2点に適合していることを確認しなければなり

ません。

- ・発電設備の工事が届出をした工事の計画に従って行われたものであること。
- ・経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

2. 消防法による検査

消防法では、防火対象物の関係者に対して、消防用設備等の非常電源として自家発電設備を設置したときは、その旨を消防機関に届け出て、技術上の基準に適合しているかどうかの検査を受けなければなりません。

この検査は「非常電源（自家発電設備）試験基準」に基づき行われ、検査の結果、技術上の基準に適合していると認められれば、当該消防機関から「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」が交付され、使用できることとなります。

3. 建築基準法による検査

建築基準法では、建築主に対して、建築物等の工事が完了した場合は、建築主事又は指定確認検査機関に完了検査申請書を提出し、建築物等が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を受けなければなりません。

完了検査の結果、建築基準関係規定に適合している場合は、検査実施者から検査済証が交付されます。

なお、建築設備（排煙設備、非常用の照明装置等）の予備電源として設置される発電設備の検査については、当該建築設備の検査の中で行われます。

Q 3 発電設備の使用開始前の検査等において、この他に義務づけられているものがありましたら、教えてください。

A 3 労働安全衛生法により、発電設備の燃料タンクは危険物等（軽油、灯油又は重油等）を

貯蔵する化学設備としての規制を受けます。
その規制の一つとして、発電設備を初めて使用するときは、当該設備の燃料タンクについて、表2に示す化学設備（配管は除く。）及び附属設備の点検事項のうちの関係する事項に関し点検を行い、異常がないことを確認した後でなければ使用してはならないこととされています。

表1 関係法令による発電設備の使用開始前の検査

	電気事業法	消防法	建築基準法
検査名	使用前自主検査	完成検査	完了検査
検査対象設備	次の常用発電設備 ・ガスタービン発電所（出力1,000kW以上） ・太陽電池発電所（出力2,000kW以上） ・風力発電所（出力500kW以上） ・燃料電池発電所（出力500kW以上）	非常用発電設備 （消防用設備等の非常電源として設置されるもの）	非常用発電設備 （建築設備の予備電源として設置されるもの）
検査に係る申請書		消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 ※「非常電源（自家発電設備試験結果報告書）」を添付	完了検査申請書 ※関係書類を添付
検査基準	「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」 （平成28年6月17日、20160531商局第1号）	非常電源（自家発電設備）試験基準 （平成14年9月30日、消防予第282号）	建築基準関係規定
検査実施者	発電設備の設置者	消防機関	建築主事又は指定確認検査機関

表2 化学設備（配管は除く。）及びその附属設備において使用開始時に点検が義務づけられている事項

（労働安全衛生規則第276条第1項）

使用開始時に点検が義務づけられている事項
1 爆発又は火災の原因となるおそれのある物の内部における有無
2 内面及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無
3 ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態
4 安全弁、緊急遮断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能
5 冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置の機能
6 予備動力源の機能
7 前各号に掲げるもののほか、爆発又は火災を防止するため特に必要な事項